

令和2年4月13日

石橋商工会

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者」
各種支援策のご案内

本会の事業につきましては、日頃より格別なるご支援ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により生じている事業者への影響を緩和し、資金繰りを支援するための国の融資制度についてご案内致します。

尚、詳細につきましては、[経済産業省HP特設ページ](#)に掲載されておりますのでご確認下さい。[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)で検索。

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

- ・融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方
 - ①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
 - ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額
- ・資金の使いみち：運転資金、設備資金 [担保不要](#)
- ・貸付期間：運転15年以内、設備20年以内（うち据置5年以内）
- ・貸付限度額（別枠）：中小事業3億円、国民事業6,000万円
- ・金利：当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36→0.46%
（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3,000万円）

【特別利子補給制度】

- ・適用対象：新型コロナウイルス感染症特別借入を行った中小事業者のうち以下の要件を満たす方
 - ①個人事業主（フリーランスを含む、小規模に限る）：要件なし
 - ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
 - ③中小事業者（上記①②を除く事業者）売上高▲20%減少

※小規模要件

製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員20名以下

- ・利子補給期間：借入後当初3年間
- ・利子補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円

[小規模事業者の方は裏面の【新型コロナウイルス対策マル経】も活用頂けます](#)

【新型コロナウイルス対策マル経】

- ・ 融資対象：最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方で以下の要件を満たす方
 - ① 商工会の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる
 - ② 最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている
 - ③ 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる
 - ④ 税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している
- ・ 資金の使い道：運転資金、設備資金 ・ 担保、保証人：不要
- ・ 貸付期間：運転7年以内（うち据置3年以内）、設備10年以内（うち据置4年以内）
- ・ 貸付限度額（別枠）：1,000万円
- ・ 金利：基準金利（令和2年3月10日時点）より 当初3年間▲0.9%
経営改善利率1.21%→0.31%

詳細や申請に関する手続きは、商工会までお問い合わせください。
石橋商工会（Tel 53-0463）